



福岡医発第 1085 号 (地)
令和 3 年 7 月 5 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染が疑われる遺体等の
検案、死亡時画像診断(Ai)等における留意点について (再周知)

新型コロナウイルスへの感染もしくはその疑いがあるご遺体に対して警察の検視等への立会い、死体検案、死亡時画像診断等をおこなう際の感染防護の観点から留意すべき点については、令和2年4月1日付福岡医発第7号(地)「新型コロナウイルス感染が疑われる遺体等の検案、死亡時画像診断(Ai)等における留意点について」(以下、「前回通知」)により関係学会等から見解が出された旨お知らせしたところですが、今般、日本医師会より下記のとおり「新型コロナウイルスに対する検案時対応の手引き～2版～」が更新された旨のご連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

記

○新型コロナウイルスに対する検案時対応の手引き～2版～ ※前回通知より更新

日本法医病理学会作成 (2021/06/13)

同学会ホームページ

http://houibyouri.kenkyuukai.jp/information/information_detail.asp?id=114104

○新型コロナウイルス感染症(COVID-19)Ai(死亡時画像診断)検査における留意事項

日本診療放射線技師会、オートプシー・イメージング学会 作成 (2020/03/10)

日本診療放射線技師会ホームページ

<http://www.jart.jp/news/covid19ai20200311.html>

以上

令和 3 年 6 月 21 日

都道府県医師会

担当理事 殿

警察活動に協力する医師の部会 代表者 殿

日本医師会

常任理事 渡辺 弘司

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染が疑われる遺体等の
検案、死亡時画像診断(A i)等における留意点について(再周知)

新型コロナウイルスへの感染もしくはその疑いがあるご遺体に対して、警察の検視等への立会い、死体検案、死亡時画像診断等をおこなう際に、感染防護の観点から留意すべき点については、「新型コロナウイルス感染が疑われる遺体等の検案、死亡時画像診断(A i)等における留意点について」(令和 2 年 3 月 21 日付、法安(204))により、関係学会等の見解を情報提供しております。

この度、先般ご提供した情報に更新がありましたので、あらためて下記のとおりご連絡申し上げます。

記

○新型コロナウイルスに対する検案時対応の手引き ～2 版～※

(日本法医病理学会作成 (2021/06/13))

同学会ホームページ

http://houibyouri.kenkyuukai.jp/information/information_detail.asp?id=114104)

○新型コロナウイルス感染症(COVID-19)Ai(死亡時画像診断)検査における留意事項

(日本診療放射線技師会、オートプシー・イメージング学会 作成 (2020/3/10))

日本診療放射線技師会ホームページ

<http://www.jart.jp/news/covid19ai20200311.html>)

※前回通知(「新型コロナウイルス感染が疑われる遺体等の検案、死亡時画像診断(A i)等における留意点について」 令和 2 年 3 月 21 日付、法安(204))から更新されたもの

以 上

新型コロナウイルスに対する検案時対応の手引き ～2 版～

2021 年 6 月 1 日

日本法医病理学会

新型コロナウイルス感染症が日本国内で広がりを見せてから 1 年以上となりますが、この間に本感染症に関わる法医病理学的な報告がなされています。これらを踏まえながら、改めて新型コロナウイルス感染疑い例の検案時における留意点を提示します。

A. 検案時の対応

1. 死者の生前情報の収集

以下の事項について関係者から可能な範囲で聞き取る。

- ① 生前の症状（発熱、咳、筋肉痛、倦怠感、呼吸困難）の有無
- ② 潜伏期間を含めて、死亡前 14 日以内の生活環境、海外渡航歴の有無
- ③ 新型コロナウイルス患者との濃厚接触の有無

※1：地域における流行規模が小さい状況では、生前の症状に発熱や呼吸器症状があったとしても死者が新型コロナウイルスに感染している可能性は高くない。日常的に遭遇する呼吸器感染症についても検討したうえで、新型コロナウイルス感染症の可能性を考える。

2. 感染防止対策の徹底

- ① 標準的な感染予防策の徹底※1（サージカルマスク※2、手袋等）
- ② 検案後の手洗い・うがいの実施
- ③ アルコール含有消毒剤の常備
- ④ 検案器材をアルコール含有消毒剤にて清拭消毒

※1：鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、飛沫予防策としてゴーグルまたはフェイスシールド、ガウンを出来る限り着用する。もし用意できない場合には通常の眼鏡、白衣の着用のみでも採取は可能であるが、いずれも検案後は消毒や洗浄を徹底する。

※2：マスクについては、必要に応じて N95 マスクを着用する。もし手元にない場合は、マスクを二重にするなど最大限の注意を払う。

3. 検案時の試料採取について

① 検案・解剖時の試料について専門の検査機関がないため、検案医の判断で、検査の必要性があり且つ検査機関が決まっている場合において、注意をしながら検案医が試料を採取する。なお試料の採取法、検査依頼先、送付方法についての詳細は、事前に各地域の保健所に相談、あるいは国立感染症研究所ホームページ(<https://www.niid.go.jp/niid/ja/>)を参照。

4. 関係行政機関への通報等

① 感染症予防法に基づき保健所へ届出.

※ 生前の症状、死体所見等から新型コロナウイルス感染症に限らず何らかの感染症が疑われた場合にも、原則として以上に準じた対応を行ってください。判断や対応に困った場合には、日本法医病理学会事務局（和歌山県立医科大学法医学教室、TEL: 073-441-0641）までご相談下さい。

B. 注目すべき新型コロナウイルス感染症に関わる報告

① ドイツ・ハンブルグにおける 80 例の新型コロナウイルス感染者の解剖

(Carolyn Edler et al. Dying with SARS-CoV-2 infection-an autopsy study of the first consecutive 80 cases in Hamburg, Germany. International Journal of Legal Medicine 2020; 134: 1275-1284.)

ドイツ・ハンブルグ大学法医学研究所における 80 例の新型コロナウイルス感染者の法医学解剖の報告である。解剖に参加した者(執刀者・補助者)で新型コロナウイルス感染症の症状を示した者はいないとされており、標準的な感染予防策の徹底は必要であるが、検案時の感染リスクに対する過度な心配は不要と思われる。また本論文は 2020 年上半期に執筆されているが、この段階ですでに新型コロナウイルス感染症における血栓症のリスクを法医学解剖により明らかにしている。

② 死後 105 時間後に施行された法医学解剖例における体液、臓器からの新型コロナウイルス検出.

(リアルタイム RT-PCR 法により体液や臓器から新型コロナウイルスを検出した一例. 田邊桃佳, 前田一輔, 解良仁美, 國中光, 佐藤若菜, 向井萌, 那須亜矢子, 白元洋介, 福家千昭, 井濱容子. 法医学病理. 2021; 27(1))

死後 105 時間後に施行された法医学解剖例における体液、臓器からの新型コロナウイルス検出状況を報告している。検案医が接触する可能性があるものとして咽頭液、胃液が挙げられるが、これらからは死後 105 時間でも新型コロナウイルスが検出されている。検出された新型コロナウイルスが感染性を有するかは不明でこれから検討が必要であるが、今の段階では検案時に鼻腔・口腔から流出する液体には注意を要すると考えられる。

③ 本邦における新型コロナウイルス感染者の法医学解剖

(神戸市における COVID-19 剖検報告. 長崎靖. 法医学病理. 2021; 27(1))

本邦で行われた新型コロナウイルス感染者の報告で、消毒法、装備、遺族対応などの例が示されている。